

越境入学防止・適正就学推進のための施策について（案）

学校の校区については、従前、児童や生徒の通学の観点等を鑑み定めてまいりました。

しかしながら、本市においては、平成 24 年度から各区において、学校選択制の導入について議論がなされ、平成 26 年度以降、区毎に順次当該制度を導入しております。

学校選択制は、「通学する学校を選択できる」という、子どもや保護者の権利の拡大と、学校を選択を通じて、学校がさらに特色ある教育を打ち出し、学校の教育力の向上を図ることを目的としています。浪速区においても学校選択制の導入により、校区はあるものの、自己の校区外の学校へ通学することも可能となりました。

一方で居住の実態のない住所に住民登録の届出をし、就学すべき学校以外の学校に入学・通学することは違法であり、いわゆる越境入学による通学は、子どもたちにルールを守らなくてもよいという誤った認識をもたらすことになります。

大阪市及び浪速区においても、昭和 43 年から越境入学防止の措置を強力に行い、全市的にコンセンサスを得る中でその効果が表れ、越境入学者の実数は激減しましたが、同和問題（部落差別）、障がい者、LGBT、国籍・民族などを理由とした偏見、事実と異なる風評など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選択されることがないよう、人権啓発を推進するとともに、令和 9 年度の越境入学防止・適正就学推進のための具体的施策を次のとおり行います。

記

1 令和 9 年度小・中学校入学予定者に対する適正就学の推進

(1) 令和 9 年度小学校新 1 年生について

- ・ 区長は、8 月 1 日現在の住民基本台帳から抽出した小学校就学予定者名簿により、大阪市教育局が委嘱している各小学校適正就学推進委員会に住所確認を依頼し、その結果に基づき、内容を検討し、実地調査及び勧奨指導を行う。

(2) 令和9年度中学校新1年生について

- ・ 区長は、小学校長から提出される小学校修了予定者名簿兼中学校就学予定者名簿（9月末日現在）のうち、指定校変更等の許可がない場合や、学校選択制による選択を除き、通学区域外から通学している旨報告のあった児童については、速やかに勧奨指導を行い、あるいは指定校変更の手続きを求める等、適正な校区に就学させる措置をとる。
- ・ 区長は、小学校6年生が10月1日以降に転入してきたときは、すみやかに就学予定者変更分一覧表を作成送付し、大阪市教育委員会が委嘱している各中学校適正就学推進委員会に住所確認を依頼し、その結果に基づき、内容を検討し、実地調査及び勧奨指導を行う。

2 不適正な通学者に対する勧奨指導及び報告

小・中学校長及び教職員は、学年を問わず生活指導等を通じて、常に児童・生徒の通学の実態を把握し、不適正な通学をしている児童・生徒が判明すれば、その保護者に対して適正な通学区域校に復帰するよう勧奨指導を行い、その結果を区長に報告する。

3 適正就学・人権啓発の推進について

同和問題（部落差別）、障がい者、LGBT、国籍・民族などを理由とした偏見、事実と異なる風評など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選択されることがないように、区役所は、関係機関とも連携し、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「LGBT理解増進法」についての周知、理解を深め、様々な機会を通じて、適正就学、人権啓発を推進する。